

(改正後全文)

児発第265号の7
平成元年4月10日

【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第10号

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

児童自立支援施設入所児童の高等学校進学の実施について

児童の福祉の向上については、かねてから特段の御配慮を煩わしているところであるが、児童自立支援施設入所児童の社会的自立の促進を図るため、平成元年度から児童自立支援施設入所児童についても、高等学校進学に要する費用（特別育成費）を支弁の対象とすることとし、併せて年長児童の支援体制の整備を図ることとしたので、下記の事項に留意の上、管下の児童相談所等関係機関及び児童自立支援施設等に対して周知徹底を図り、適切な実施に努められたい。

記

1 趣旨

児童自立支援施設は、家庭環境等の影響を受け非行傾向を示す児童等に対して、その状況に応じた自立支援を行うことを目的としている。

また、児童自立支援施設においては、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の児童の育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援の充実が重要である。

このため、高等学校進学を希望するものの、措置を解除して家庭から高等学校へ通うには未だ不安がある場合、家庭環境の改善調整になお一定の期間を要する場合又は児童養護施設、里親等への措置変更を行うには困難な状態である場合等に、一定期間、児童自立支援施設における支援を継続しつつ、児童を高等学校に通わせることにより、その社会的自立に資することを目的として特別育成費を支弁するものとし、併せて年

長児童の支援体制の一層の整備を図るものとする。

2 実施方法

(1) 年長児童の自立支援計画

ア 児童自立支援施設の長（以下「施設長」という。）は、中学3年時の遅くとも2学期中に、関係中学校の協力を得て卒業後の進路支援を行うとともに、児童相談所長と協議し、進学又は就職の進路及び家庭復帰若しくは児童養護施設、里親等への措置変更又は児童自立支援施設での措置継続に向けての自立支援計画を定めるものとする。

イ 前項の協議を受けた児童相談所長は、これらを円滑に進めるための指導に積極的に取り組むものとする。

ウ 施設長は、児童が高等学校進学を希望する場合には、それに対応する支援体制をとるとともに、高等学校進学について、関係中学校の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(2) 高等学校進学児童への対応

ア 施設長は、児童自立支援施設から高等学校に通うこととなった児童に関して、速やかに児童相談所長と協議し、自立支援計画を定めるものとする。

イ 児童相談所長及び施設長は、児童が高校生活に円滑に対応できるよう支援の強化を図るとともに、家庭復帰又は児童養護施設、里親等への措置変更が可能となるよう努めること。

ウ 施設長は、児童が高等学校へ進学した後、定期的に自立支援計画を見直すこととし、当該児童を取り巻く状況等が未だ改善されず、引き続き児童自立支援施設に在所させ、高等学校に通わせることが必要と認められる場合には、保護者の理解と協力を得て、児童相談所等の関係機関に協議を行うものとする。

3 実施に当たっての留意事項

(1) 従来から児童自立支援施設においては、情緒の安定や基本的な生活習慣の確立を目指した生活支援、学力の遅れを取り戻し増進させるための学習支援及び職業への興味関心を助長する職業支援が重点的に行われてきたが、さらに高等学校進学に対する意欲を増進させる支援を充実させる必要があること。

(2) 施設長は、高等学校通学児童と他の入所児童との生活形態が異なることについて、その支援に十分配慮すること。

(3) 児童相談所長及び施設長は児童の高等学校進学に際し、児童の福祉を損なうことのないよう配慮を行うとともに、関係者への理解を求めるよう努めること。